所沢市各種スポーツ大会参加補助金交付要綱

平成31年3月29日要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、市民のスポーツ振興に寄与するため、アマチュアの各種スポーツ 大会において、埼玉県代表又は日本代表として、関東大会、全国大会又は国際大会(これらに相当するものを含む。)に参加するものに対し、それに要する経費の一部を予 算の範囲内で補助することについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則(昭和55年規則第20号) に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象範囲等)

- 第2条 補助金の交付を受けることができるものは、公益財団法人日本スポーツ協会及びこれに加盟する団体並びに各都道府県教育委員会の認めた大会(これらに相当するものを含む。以下「大会」という。)に、次の各号のいずれかに該当するものとして埼玉県代表又は日本代表として参加登録され、大会に参加する個人及び団体とする。
 - (1) 予選会を勝ち抜いて参加資格を得ているもの(予選会の参加者数又は参加団体数が参加する大会への参加枠数以内の場合を除く。)
 - (2) 前回大会の優勝者又は優勝チーム等として参加資格を得ているもの
- 2 前項の個人とは、所沢市に在住、在勤又は在学する者をいう。
- 3 第1項の団体とは、事務所又は代表者の自宅が所沢市内に所在し、選手等(選手、監督、コーチその他大会開催要項に定める参加資格者のうち大会参加登録書に記載のあるものをいう。以下同じ。)の3分の2以上が市内に在住、在勤又は在学の者で構成される団体をいう。ただし、第1項第2号に該当する団体にあっては、前回大会に参加していない選手等は、補助金の交付対象としない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の 小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び 特別支援学校の中学部を含む。)、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援 学校の高等部を含む。)及び大学等の部活動については対象としない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、大会の 参加に伴う経費のうち、交通費(公共交通機関、貸し切りバス及びレンタカーの借上 料。ただし、必要最低限の仕様及び台数の利用に限る。)及び宿泊費とする。 (補助金額)

- 第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の2分の1に相当する額とする。ただし、個人又は9人以下の団体で参加する場合の交付限度額は1人当たり1万円とし、10人以上の団体で参加する場合の交付限度額は1団体当たり10万円とする。
 - (1) 交通費 補助対象経費と所沢市職員等の旅費に関する条例(昭和52年条例第62 号。以下「条例」という。) に準じて算出した旅費の額のいずれか少ない金額
 - (2) 宿泊費 条例に規定する宿泊料を上限とする実経費
- 2 主催者等による補助金がある場合については、第1項各号に規定する額から当該額 を控除し補助額を算定する。
- 3 補助金の交付は、当該年度中1回を限度とする。
- 4 同一の個人又は団体が同一の大会に参加する場合は、重複して補助金を申請することはできない。

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、所沢市各種スポーツ大会参加補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 大会開催要項
 - (2) 大会参加者登録名簿
 - (3) 大会参加に至る予選等の結果を証明できるもの
 - (4) 収支予算書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の申請を行うことができる期間は、当該補助金の交付の対象となる大会が行われる日の年度の末日までとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請に係る補助金の交付を決定し、所沢市各種スポーツ大会参加補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定事業の変更等)

- 第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。) が、交付の決定を受けた大会参加に係る内容を変更し、又は参加を取りやめる場合は、 所沢市各種スポーツ大会参加補助金(変更・中止)申請書(様式第3号)に必要書類 を添付して、あらかじめ市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときはこれを審査し、適当と認めるときは、 所沢市各種スポーツ大会参加補助金(変更・廃止)決定通知書(様式第4号)により、 通知するものとする。

(実績の報告)

- 第8条 交付決定者は、大会が終了したときは、所沢市各種スポーツ大会参加補助金実 績報告書(様式第5号)により、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければな らない。
 - (1) 大会プログラム
 - (2) 大会結果が分かるもの
 - (3) 収支決算書
 - (4) 領収書又はその写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類を審査し、その報告に係る内容が補助金の交付決定の内容と適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、所沢市各種スポーツ大会参加補助金確定通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

- 第10条 交付決定者は、前条に規定する通知書を受けたときは、所沢市各種スポーツ大会参加補助金交付請求書(様式第7号)により、速やかに市長に対し補助金の交付を請求するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに指定された金融機関 の口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すものとする。

- (1) 補助対象者でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号のほか、大会参加に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定による交付決定を取り消すときは、所沢市各種スポーツ大会参加補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、通知しなければならない。 (補助金の返還)
- 第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、所沢市各種スポーツ大会参加補助金返還命令書(様式第9号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。 (その他)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
 - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。